

アシア局長

一九五二年四月二十九日付韓国大使宛の米國務省の通牒およびこれに付加された
る米國務省の注釈に対する考察

田 国 宏

秘密指定解除

公文書監理室

秘

20

一九五一年のサンフランシスコ平和条約第4条の項には
「日本國は、オニ条がまびオ三条に掲げる地域のいづれかにある合衆國軍政府により、
またはその指揮に従つて行わゆる日本國およびその國民の財産の処理の効力を承認す
る」

と規定しております。そしてオニ条の兩項は朝鮮の独立を規定している。しかし韓國はこの
平和条約に調印してゐるが、その裏面からこの條約が実質するかぎり、契約はオニ条に義務
を課さず、また権利を与えず。Pacta servanda non negant nec present
というローマ法以来の原則は國際法にも受容されて、一般に行われている」とは、國際
法学者の立としく認めている所である。一八六六年のフランク講和条約（プロシア＝
オーストリア間）の第五条たゞオーストリア皇帝は一八六四年のヴィーン講和条約（普奥

丁寧によつてシュレスウイヒ、ホルスタインについて認められた総ての権利をプロシ
ア王に譲り、但し北部シュレスウイヒについては、住民が自由なる投票によつてデンマー
クへの併合を欲することを表示したときは、改めてデンマークに併合されるであろう」
という規定があつたが、この人民投票は実施されなかつて、一七八八年十月十一日の
ドイツアーラストリア协定によつて、西の人民投票条項は廢棄され、この处置がデン
マークの権利を侵害したことにならぬといつて来たについては、国際法学者間に異論はな
いと思う。デンマークは、ガラーツ条約の当事國ではなかつたからである。

常設国際司法裁判所も、一九二六年五月上部シレジアのドイツ人の利益に関する事件
の判決の中で、オーランドは一九一八年十一月十一日の休戦条約（連合国ヨーロッパ）十
二月一日のスハ譯定書の翻印固でないから、この二条約の中のオーランドに関する規定
から、权利を取得するものでないことを述べ、「Non transite me fait droit

*généralisé des Etats qui' p sont parties」*といつてゐる。

従つて韓国としては日本に向つて、一九五一年平和条約が由来に基づいて、日本が

一九五一年十二月の在韓米軍最高のvesting decree（所有権更々）達せば即ち

政府と韓國政府との transfer agreement (移譲協定) を認めることを要求する権利はなく、また日本の対韓交渉が右の所有変更令および移譲協定を基礎として行わるべきことを要求する権利もない。

しかし一方に於いて右のキヤウルは平和条約調印國に於いては権利義務を產生する。従つて日本は連合國に於ける關係に於いては、キヤウルによつて拘束され、日本政府がその行動に於いてキヤウルを無視することは、連合國に於ける義務違反を構成する。また従つて日本政府は一九四五五年十二月の所算交更令および移譲協定によつて拘束されなければならぬのである。韓國が平和条約に於けてキヤウルであることから生ずる初果といふのは、日本政府が右の拘束から免れようとするには、平和条約に調印した連合國の明示または暗黙の承認を得たければよく、韓國の同意を求める必要はないといふことだけである。

それで私はもし日本が右の所有変更令または移譲命令を無視して韓國政府に日本人財産の返還を要求すれば、これは不法であらうか。形式を正しくすれば、先ず連合國の承認を求めて然る后韓國に返還を請求すべきであらうか。しかし實際問題としては韓國さえ

折れておれは、連合国は暗黙の承認を与えるであろうと思われるから、先ず韓國に對つて見るという方法をとつたとしても、咎もへきではないと思う。

現在の情勢では、韓國は一九四五五年十二月の米軍政府の处置を據てとつて、讀歩する見込みなく、そして連合国は第四条の遵守を日本に期待しているようであるが、こういう情勢の下では、日本政府としては、在韓米軍政府が日本財産についてとつた措置を前提として、韓國政府との交渉に入るの外はないと考える。

二

次に考えねばならぬ問題は、米軍政府の發した命令、または米軍政府か米國政府と連絡を取ったの意義について。米軍政府の解釈は日本は拘束されはならぬから、といふことである。軍政府は米國の出先機関であるから、その發した命令との結んだ假定の意義について、米國政府の解釈が有効的である。——軍政府と韓國政府との假定の場合には、米國と韓國との両政府の一致した解釈が有効的である。——日本は米の解釈に対する異議を唱え、裁判はない、という考外庄い易いを思われる。しかしこの考は正確ではない。日本と連志

國との平和条約で、日本が、連合國中の一國の意した命令または一國か又三國と結んで換
定を承認するというのは、日本が右の命令また規定を理解した意味を基準として承認する
のである。一般にA国とB国との条約によつて、B国の一法律一命令をA国が承認した、
ということは、A国がこの法律この命令を理解した意味で承認したといふことに外
ならない。B国の法令下あるから、B国の解釈が有効であるといつ説は、AB間の条約が
AとBとの自由な意志の合致によつて成立したといつ事實を基礎したものである。この法
令がB国内で施行せらるる場合には勿論B国政府の解釈が有効的であろう。しかしこの法
令が国家間の条約の中へ、一つの事実として容れられた場合、この事實の解釈について、
A国はB国と同等の发言权をもつ、従つてA国の解釈がBのそれと異るときは、國際法上
の解決とまつて外はない問題となる。

故に一九五一年十二月の所長交換令について米国や務省の下す解釈、移譲決定について
米蘇両国の下す解釈によつて日本は拘束せらるまい。もつとも、いわゆる解釈が一九五一年
の対和平和条約の調印前に公けにせられ、日本政府はこれを知つてありながら、第四条(b)
項を受諾したといつてあれど、日本政府はこの解釈を認めないと推定される十分の理

用があるであらう。この場合には日本はこの解釈によつて拘束されねばならない。しかし
米国務省が韓國大使宛の通牒によつて自己の解釈を公けにしたれば、日本が平和条約に調
印しました批准したより後の一九五二年四月二十九日（条約が効力を発生した翌日）であ
り、それ以前に米国務省はこの解釈を日本に通知した事実はないとすれば、日本は米国務
省が兩方に公けにした解釈によつて拘束される義務はない。A国とB国との条約によつて、
A國がB國のする行為を承認した場合、この条約の成立後に至つてB國が右の行為の解釈
なるものを公けにしてA國にこれを通知して来りは、后者はこれに従わねばならぬものと
すれば、后者は不測の損害を蒙ることが起らざるであらう。A國は調印のときに自己の解釈
した意味においてB國の行為を承認したこと止るのである。故に一九四五年的所為交更令本
とは移譲設定の意味について日本と米国との間に解釈の食違いがあれば、そして外交交渉
で解決するシングルでなければ、この問題は、特日平和条約第二十二条について「各約の實
施に關する紛争」として、当然に國際司法裁判所に付託されねばならぬものとなる。この
付託に當つて兩國間の付託に関する合意（special agreement）を締結するに
とは必要ではない。

私はサンフランシスコに於いて日本政府が平和条約を締結をとうの風に理解し、また在韓米政府の所存変更令をどうのう目に解釈して、平和条約に調印したかを知らぬ。またその後の在韓日本財産に関する譲渡との交渉の経過についても何事も聞かされてゐない。従つて日本政府が在韓日本財産について韓国政府になす請求の法律的根據については知る所はない。しかし何れにせよ日本政府がサンフランシスコ条約調印の際にとつては在韓四條の項の解釈、または所有変更令の解釈は、それがアメリカ政府の解釈と違つておれば、上述べた解決方法をとることは日本の権利であると考える。

以下述べるのは、私自身の平和条約や四條のおよび未軍政府の所有変更令に対する解釈である。

(二) 平和条約や四條

平和条約や四條の大綱元は、日本は朝鮮にある在韓國軍政府によって行かれを日本國および日本國民の財産の処理の効力を承認する義務を負う、につきを處理せらる。

の効力を承認する」という言葉が用いられてゐる所から、「日本は在韓日本財産につりて、合衆國軍政府の命によつてなされた所有權の移轉についてはその効力を承認せねばならぬか、補償の請求权は別の問題であつて、補償請求权の放棄まで日本系によつて承認したのではなし」と主張することは可能であろうか。

米田系の譲の趣旨は、日本は合衆國軍政府が日本國または日本人の財産につりて領有を決定を、それがどういう内容のものであううとも、それを認める、といふにあると解するのみで、本系の真直な解釈であらうと思う。して是れは、在韓日本財産について米軍政府のない決定外 *outside of military government* 即ち補償の義務を伴ふる完全財权であつたことが明かであれば、日本政府としてもこの點を認め、平和条約のオ四系の項に基づく特別取扱の問題から、在韓日本財産に対する補償の問題はこれを除かねばならぬ。これに反して米軍政府の決定か、在韓日本財産の所有權を韓國政府に移轉する同時に、日本の補償請求権を明示または暗然と認めているものであれば、日本は補償請求権をあつことにならぬ。畢竟に平和条約オ四系の譲が「處理」という言葉を用いてゐることから、日本側の補償請求権は肯定されておることは不可能であつて、問題の *central point*

は一九四五年十二月の赤軍政府の所有変更令の意義の解釈である。

(II) 所有変更令 *resting decree*

一九四五五年十二月六日の在京聯合國軍政府命令 *Ordinance* II三号は、日本政府あるが日本人の所有しましたは支配する金、銀、白金、通貨その地種類の如何を問はず一切の財産は、軍政府の手に移されて該政府の所有物となることを規定しているだけである。所有者の変更の意図は明瞭に出ていふが、この所有移転が無償沒收を意味するか否かは明示していざい。

米国務省は一九五二年四月二十九日「韓國大連充通牒の中で、これが財産とは小に含まれる利益に対する日本は請求権をもとない」という意見を述べ、「更に「日本請求権は処理に圓滑して朝日平和条約第一條の解釈についての米国の立場の声明」と題する文書によつてこれを歎却して「朝鮮に対する独立国を打ち立てたためには日本とのつながりを奇麗さつぱりと断ち切る必要がある」と見えさせて「日本財産は取上げて韓國に移譲されたのである。所有変更令および移譲決定の意図は韓國当局をして両の財産を完全に支配せしめ

ることであつた、「故に合衆国政府の見解では、日本の補償請求は、所百萬美金、移譲され
定かは和平条約本件の文言 *the terms of the peace treaty* 理由 *rationale* が、必ずしも不
と而立しない」と見て取れるといつて、「日本は所有交換令、接讓決定に対する抗議書
か、平和条約の調印後に表示して来た辭紙日、前記が述べたように、有機的解釈としての
拘束性はないのである。それが合理的な点もあり、我々もこの辺の事には、何うござ
い、故に國務省の解釈は果して合理的な根據をもつて合ふを後討して置有利な時はさうゆる」

私の處を所では、所有交換令の大意 *the intent of the exchange order* が、やはり國務省の主張するよりは眞正
は、本てこなりようじ恩ややく、もし「の命令が「日本財産の没収 *confiscation*」へ
つよつた言葉を用いておらず別であるが、單に所有者の喪失を意味する言葉を用ひてゐる
場合には、日本側の補償請求权の問題は、不向がまつて放置してあるとしたが解されない。
この命令の大意は、所有権の移転が有償か無償かを決定する基礎を提供しなないのである
また所有交換令の意図 *intent* は、國務省のいうか如く、「韓國政府當局をして右財
産の完全な支配 *control* を得しめる」と「あつた」のは疑な」としてお、「お憲國々
何故に日本側の補償請求权を否定する結果に導くかは、明かではな

また同じことは「朝鮮に独立国を建設するため日本とわざりを奇麗ごはりと断ち切る必要があつた」という理由だけではなく、ついでに「いつういう必要から韓國領土内に日本國または日本人の痕跡を残さぬよう威い取る」いう政策——これは奇酷な極端な政策であるが——となることが眞政府の意旨であつたとレアル、そのことと、日本と韓國との間に債权的關係を一切断ち切ることとは別の問題である。もし所有变更令の有無に理由が、日本の擴張に於いて韓國を離ます必要があつたとすれば、とは證明されないと思ふ。

要するに一九四五年の軍政府命令の文言、意図および理論的根據から、日本財産について
は行われた所有権移転が完全な賠償沒收であつたといつ結論を導き出すことは不可能であ
ると思う。一方この軍政府命令が日本國または日本人に補償請求権を認める趣旨であつた
ことを積極的に証明する材料もこの中から発見できぬ。従つてこの問題は軍政府命令に
よつて解決されていないと結論するの外はない。

尤も日本政府としては、日本の従来の領土で敗戦の結果喪失したものとの上に存する日本
財産に関して、少くとも補償請求権はもつと考えたようであり、そしてそういう考の生ず
る理由も理解できるのである。今までの平和条約によつて、戦敗国の領土が戦勝国または
第三國の領有に移される場合には、その領土内に存在する財産は、戦敗国固有のそれは別
としても、戦敗国人の財産について所有権の剥奪は行われないのを常とする。例えば一
八七一年五月十日のフランクフルト講和条約（独仏間）第二条によれば、フランスがドイ
ツに割譲する地域内に居住するフランス人でフランス国籍を保存したいと思うものは、一
八七二年十月一日までにその意志を表示して住所をフランスに移すことができるが、その
際彼等は右の地域内にあき不動産を引ついで所有する自由をもつ（*frei verfügen*）。

de conserver leurs immeubles situés sur le territoire
réuni à l'Allemagne) à 11 h 15 m 10° 1 h 15 m 20° à la fin de la
guerre et à l'heure actuelle. Elles seront libres
Personnes ayant exercé la dite fonction) seront libres
de conserver les biens immobilisés qui elles posséderont
sur les territoires acquis par la Belgique. Elles
pourront emporter leurs biens meublés de toute nature.

最近の大戦に於ける一九一九年の第一回和平条約も、戦敗国の領土から領土に於ける
敗戦國私有財産を奪取する規則としてある。例えばイタリア和平条約第十四回は
たゞにナポリ、トリノ等に於けるイタリア国民の財産は新領有国即ちの権利と同等に保護
される。第十回によると、イタリア回籍を選擇してイタリア国内へ住所を移すものは、
その動産および不動産を新領有国即ち同一の条件で売却する事が可能、また動産および資
金をイタリア國に携行する事ができる。

以上の二事例は、本国の一部分が割譲された場合に於ける私有財産主の利益の保護法

の賊産である。植民地が分離されの場合、首つに征服者としてこゝに来て土着民を虐げた者の賊産とは送り戻しにする、という反論があるかも知れない。一八九八年十二月十日のはリーピー講和条約（米西間）はキューバに対するスペインの主權を放棄せしめ フェルトリコおよびフイリピノに対する主權をアメリカに譲渡せしめたものであり、キューバに関する「主權の放棄」という言葉を特に用いたのは、この島を独立せしめることが予定されたいためであつて、朝鮮の場合によく似た所があるが、この条約の第九条に「半島生れのスペイン人で、本条約によりスペインからの主權を放棄した者は譲渡した地域に住むもの」即ちスペイン本国に生れてギニア、ポルトリコ、フイリピンに未住していきスペイン人は、居住を継続してもよく、また立退いてよい。どちらの場合にも賊産に対する権利を保存するに規定してある。

右のよつた平和条約の領土割譲に関する先例に鑑みて、日本政府が、アメリカの措置は在韓日本國民賊産を全部無償で没収するというふうな古未専らの苛酷な措置である筈はないと解釈しておうとしても無理ではない。和解と言額を基礎とする寛大な平和条約として宣伝されながらフランスとの条約につて、日本は米軍政府の日本賊産に対する所持所有権

移轄処分され既成事實として止むなく承認するか、しかしこれに対する複讐は専然幾千の
权利があると考えたとしても無理ではない。日本政府はこの印象をもつて条約に調印した
であろう。しかし、この印象は軍政府の命令の解釈としては *comprehensive* でないと思われる
。この解釈としては、軍政府の命令は日本側の補償請求権については何事もいわす、
何事も未決定していなりというの外はない。それでは、このことから対韓交渉に於ける日本
の立場についてどうりう結論が生ずるか。

結論

卒直に申せば、在韓日本財産に対する補償請求に際しての日本の立場は、サンフランシスコ平和条約第4条(6)項が存在する限り、甚だ弱いものであるといわざるを得ぬと思ひます。

韓国は平和条約の当事国ではなく、従つて第4条(6)からいかなる権利も得をひくは事実でありますか、日本は連合國に対する關係において本条によつて拘束されをあり、従つて連合國が日本を本条から離脱する意志がない限り、韓国との取引においても本条による拘束されながら行為しなければならぬことになります。

第4条(6)が、軍政府が奉した「処理」の効力を日本は承認するといふ言葉を用いてゐる所から、日本は所有權の移転は認めても、補償の請求权まで放棄することを承認したものではない、といふ議論を導き出すことも困難である。本条のいかんとする所は、日本は軍政府が日本財産についてなした決定を、どんな内容のものでも承認する、ということであり、従つて軍政府が無償還暦を決定したことを否めることは至るべく。

従つて問題は在韓日本及び日本人財産について軍政府がなした決定の内容はどういう

ものであつたかということへ帰着します。

この問題について、日本の利益のために言へ得ることは、軍政府の行為の意味について、米国政府の解釈が有効的であるとは言えないと、いうことである。しかしこれはただそれだけのことであつて、そこから日本政府の解釈が正しいとか、アメリカの解釈が間違つていふるとかいう結論を引き出せないのは勿論である。

米国務省が軍政府の決定は完全な賠償要求であつたと解釈するのは、あまり強い根拠には立つてない、どうも思われますが、一方軍政府の決定は補償請求権を日本側に与えていたという説も、率直にいえば、十分に証明することは困難でないよう思われます。本稿の三の終りに私は、「日本政府としてはこうもいえるのではないかと思ふ」と書いて見えましたが、これとも決して強い有力な議論ではないと思ひます。

結局軍政府の命令は補償問題については何事も決めてからない。従つて日本が韓國に向つて補償を請求することは禁止されたいないことにある。しかし補償を請求するのは禁止されておらず、従つて日本の自由であるということは「日本側に補償請求権」韓國側にこれを対応する補償支給義務を伴う所の一からなりす意味では芳生栄也の軍政府

命令は補償問題について解れでないということは、日本が韓国との交渉によって補償を請求するのを禁止しておらず、同時に、韓国にこう請求されても補償を与えることを命じてもおかないと、こうことを意味するからであります。従つて日本政府としては、補償問題は軍政命令によつて規定されておらず、それ故に平和条約第四条(1)によつて、才四条(a)の特別取極の対象から除外された問題には該当しないとして、日韓交渉の議題の一つとあることはできるでしょう。これは平和条約に違反する行為ではないでしょう。しかし韓国が日本の補償請求に応じなければならぬ。軍政命令からは韓国の補償義務は出でこないとするは、その外に、韓国の義務へ從つて日本の権利を根拠づける何等かの法規があるか。

もし一般國際法として「領土譲渡の場合に、譲渡される土地の上にある財産の所有権は、譲り受けた者に尊重されなければならないものであつて、たゞえA國とB國との間に、地域をAからBに譲渡する条約が結ばれ、かつこの地域上にあるA國および國民の財産は全部B國政府へ移譲されることが規定され、且つB國政府はその取得する財産についてA國に補償を支払うことが規定されていない場合でも、B國はA國に補償を支払う義務はある」という

原則があれば、日本の立場は有利となるでありましょう。私は讓渡地域内にある讓渡國か
より國民の財産に関する一般國際法規について多少考えて見ました。時間と關係で本稿には
書きませぬが、結論として、当面の問題について日本の立場を有利にする法規は
発見できぬよう思いました。余約の中には讓渡地域内に存する財産について何ら規定
がない場合ならば、私人の財産について賜得权尊重の原則を持ち出しても争つて見る二とも
不可能ではないであります。但し讓渡國の國有財産の方はこの場合でも異目です。しかしに
してもこの原則は、以此を唱える學者といえども補充法規、即ち當事者間の余約に規定が
ない場合に始めて作用すべき一般國際法として習えてゐるのであつて、當事者間の余約の
中で、讓渡地域内の財産の處理につひて何等かの規定ある場合にも、優先して行わるべ
き強行法規として説いてゐるのではないか。何等かの規定がある場合には、割譲地場
内の財産の運命は、専ら條約の意志解釈の問題として取扱われ奉ればならぬことになります
ま。對韓日本財産については、日本は平和余約第4条(b)項を通じて米軍政府の處理を承
認しているありますから、上に述べた「余約中に規定ある場合」該当する誤であり
ます。この規定は、在韓日本財産に対する日本國および國民の所有権を剝奪して韓國政府

に二水を与えることを定め、その補償については沈黙している。そして日本政府は平和条約調印の際に補償の権利を担保しなかつた。その前までは後に日本政府が韓国政府とどういう交渉をしてくるかは *subject matter* である。韓国は平和条約の当事者ではないのであって、当事者は連合国でありますから、連合国に向つてはつまりと担保をして置くことが必要であつたわけです。日本が担保を宣言し、連合国も日本が担保を認めて平和条約に調印せたりであれば、その後日本の補償請求権を持つせねばならぬ立場に置かれるでしょう。この留保がなされていなければ、対、日平和条約の解釈として日本に補償請求権——韓国側に——に付帯する支払義務を伴う所の一があることは立証困難をよろしく思ひます。

私は平和条約の中でオサメ(ウボウ)な規定の挿入されたことを遺憾に思つております。

當時に敵國の領土に侵入した占領軍のこときものは、一時的な感情や必要によつて、どんな暴虐な措置をとるか分らぬものが、そういう占領軍の措置を全部一括して看むといふような大まかな規定を設けてしまうと、取返しつかぬ大損害を蒙ることになりかねません。勿論当時の日本の立場としてはアメリカ軍政府の措置を参考めといふ試行を行がなかつたでしようが、平和条約に付属書をつけて、ここに日本の承認する米軍政府の措置を列

等、二ル等の措置の意味および及ぶ範囲をはつきりと規定して、この限度内で軍政府の
措置を承認するという方法をとるべきであつたと深く感じます。